

令和4年長浜市農業委員会2月定例総会会議録

令和4年2月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
	6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
	8番	森 勘十	9番	橋本 治太郎
	10番	村方 義昭	11番	伊藤 泰子
	12番	尚永 稔	14番	北川富美子
	15番	大塚 高司	16番	阿辻 康博
	17番	小畑 義彦	18番	池田 美由紀
	19番	二矢 秀雄	20番	西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 大住 広樹、主査 川瀬 正徳

4. 議案等

報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第42号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第45号 農用地利用集積計画案について
議案第46号 土地改良事業参加資格交代承認について

5. 議事録署名委員

4 番 多賀 正和 6 番 森川 ゆり

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会、令和4年2月の定例総会を開催させていただきます。

連日、新型コロナの感染拡大の報道がされておりますが、市内でも同様に拡大してきており、いづどこで誰が感染しても不思議ではない状況ですので、委員の皆様方におかれましても手洗い、マスク、蜜を避ける等の基本的な対策をしっかりと実践して、感染防止に努めていただきますようお願いいたします。先日、滋賀県農業会議と農地中間管理機構から、現在、国が見直しを進めている、人・農地等の関連施策について、現場の対応等聞きながら意見交換をしたいということでお越しいただきました。また、県下の事務局長会でも説明がありました。国においては、農業経営基盤強化促進法等の改正をして、農業委員の現場活動により把握した、出し手、受け手の意向を反映させた、現状地図を作成し、この現状地図を基に農業委員会が市や農地バンクと協力して、10年後に目指すべき農地の効率的、総合的な利用の姿を明確化する、目標地図の原案を作成し、最終的に市が、人・農地プランの中で決定した、目標地図の実現を目指すという農地の集約化に重点を置いた取り組みを進めるとしています。またこの作業は、周知も含め3年間と想定されており、今後、ますます農業委員会の重要な役割として求められてくることとなります。しかしながら、現状地図、目標地図を作って農地の集約が進むのか。農地の集約も効率的な経営には重要ですが、10年後に農地を守っている農業者がいる。元気で経営に励んでいることがもっとも重要であり心配もしているところです。意見具申で市長にお伝えしたように、農地集積や遊休農地対策よりもなぜ担い手が育たないのか、新規就農者がいないのか、原点に返って、若者が就農したくなる儲かる農業に変えていくための政策に転換してもらうよう、国に向かって強く要望してほしい旨お伝えしました。皆さんにまとめていただきました、農業施策に関する意見書を、今後も様々な機会を活用して、国、県に向けましても発信していき

たいと考えています。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

（事務局）

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、1月19日、常設審議委員会が津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席しておりません。続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が2件、4条申請が2件、5条申請が7件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認申請、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る2月3日に当番委員、15番の大塚高司委員、17番の小畑義彦委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いいたします。

（会長）

新型コロナの感染拡大が長浜市でもなかなか減少傾向にならない状況です。皆様方におかれましても手洗い、マスク、蜜を避ける等の基本的な対策をしっかりと実践して、感染防止に努めていただきたいと思います。また、国の指針である、人・農地等の関連施策について、委員の皆様には大変、お手を掛けと思いますが、よろしくお願いいたします。この冬は3年振りの豪雪となり、平均で50～60センチの積雪があったと思います。また、台湾では海底火山が噴火いたしました。北海道を覆うほどの規模になります。以前、このような現象が起きた時、その年は冷夏になりました。今年もそのようになるかもしれないと心配しているところでございます。冷夏になりますと、農作物に被害が出るかもしれません。3月になりますと、農作業の活動開始となりますので、怪我などに注意していただきたいと思います。

本日の議事録署名委員の報告でありますが、4番の多賀正和委員、6番の森川ゆり委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和4年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、祇園町地先の田6筆、7,332㎡、畑2筆、124.91㎡、合計7,456.91㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は畑、宅地、南は宅地、北は里道、水路です。

番号2、土地の表示、勝町地先、田2筆、1,129㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は公園、西は市道、南は公園、北は水路です。

番号3、土地の表示、口分田町地先、田2筆、632㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は譲渡人所有田、南は水路、北は宅地です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和4年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計16筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田16筆、32,291.7㎡の解約です。番号1から番号14は耕作目的で相対による利用権の解約です。番号15と16は、農地中間管理事業による利用権の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件について、ご質問がありましたら発言ください。

ございませんか。ないようですので議案審議に移ります。

(会長)

まず議案第42号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第42号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和4年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が2件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追って

ご説明いたします。

番号1、土地の表示、宮司町地先の田1筆、1,091㎡を売買にて取得されるものです。申請地は市街化区域の田で現地確認をしたところ、管理がされていることを確認しました。譲渡人は非農家であり、申請地の管理ができないことから、申請地の隣接地を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、木之本町千田地先の田1筆、995㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ耕起がされていることを確認しました。譲渡人は非農家であり申請地の管理ができないことから、認定農業者であり、申請地付近を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

以上、番号1と番号2につきましてはお手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの方、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第42号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第42号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第42号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第43号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第43号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第43号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、

受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、さる1月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、1番の八若和美委員、6番の森川ゆり委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和4年2月3日に15番の大塚高司委員、17番の小畑義彦委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

（事務局）

申請番号1、野瀬町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受けたいしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、野瀬町地先、畑、251㎡、転用目的を工場事務所敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は水路、南は里道、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和50年頃に申請人の亡き夫が工場事務所の増築をされ、現在に至ったものです。今回、申請人が相続に伴い不動産整理をされたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、八島町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受けたいしております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、八島町地先、畑、149㎡、転用目的を物置敷地とした申請です。周囲の状況は、東と北は農地、西は宅地、南は道路です。写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは申請人の先代が農業用倉庫として建設し、平成10年頃まで使用され現在に至ったものです。今回、申請人が相続に伴い不動産整理をされたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第43号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第43号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第44号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第44号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第44号につきましては、今月の締切までに7件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第43号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の

東側に位置します。また、申請地は都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。第3種農地においては許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、内保町地先、田、531㎡、契約内容は売買で、転用目的を歯科医院とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は雑種地、北は道路、南は宅地と農地です。

写真をご覧ください。譲受人は県外で歯科医師として勤務をしており、今回、地元である滋賀県湖北地域に戻り開業する計画を建てられ、駐車場が確保でき交通の便がよい適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、春近町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。申請地は令和2年1月30日付け長浜市公告第13号の農業振興整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

（小畑委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、春近町地先、田、3674㎡の内2,823㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を貸駐車場及び貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、北は道路、南は道路と譲渡人所有農地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは譲受人が農振除外後に新型コロナウイルスの影響により、景気が悪化し景気が戻るまでの間、畑として利用する目的で盛土をされました。譲受人は顧問をしている市内の建設業を営む法人が現在の資材置場、駐車場では手狭になってきたため、広い道路に面した利便性のいい場所に資材置場、駐車場を整備する計画を立てられ適地を探されたところ、譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。
ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、川道町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けたいと考えております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

(大塚委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、川道町地先、畑、536㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場及び駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地と農地、西は雑種地と里道、南は雑種地と農地、北は里道です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の隣接地で絹糸紡績を営んでいる法人です。今回、工場の建設に伴い、駐車場と原材料を管理する資材置場が必要となり、工場の周辺で適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。
ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、湖北町今西地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合には、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。申請地は令和3年9月7日付け長浜市公告第183号の農業振興整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けたいと考えております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、湖北町今西地先、畑、967㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸倉庫とした申請です。周囲の状況は、東は用悪水路、西は道路、南は農地、北は雑種地です。

写真をご覧ください。譲受人は自動車部品加工業を営む会社を営んでおり、事業拡大

により物流倉庫が必要となり、物流倉庫の建設を計画され適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号5、鳥羽上町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。農用地区域内農地については原則許可できませんが、市町村が定める農用地利用計画において指定された農業用施設の用途のために転用する場合や仮設工作物の設置その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合などは、例外的に許可できる場合があります。軽微変更の手続きは、令和4年2月4日付け長浜市公告第13号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって完了しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

（大塚委員）

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、鳥羽上町地先、田、1254㎡の内384.32㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を農業用施設とした申請です。周囲の状況は東と南は道路、西は譲受人所有農地、北は水路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地集落で農業を営んでいます。今後、経営規模を拡大する計画に伴い農業用機械を購入するため、機械を保管する倉庫が必要となり、農業用倉庫の建設を計画され適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。また、今回申請された筆の残地は盛土をされ、果樹を植えられる予定です。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号6、八島町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

（小畑委員）

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、八島町地先、

畑、330㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地、西は宅地、南は道路、北は譲渡人所有農地です。

写真をご覧ください。譲受人は現在市内のアパートに居住しています。今回、子供の成長に伴い、アパートでは手狭になってきたため、両親の居住する集落に住居を建設する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、安養寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

(大塚委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、安養寺町地先、畑、119㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東と西は宅地、南は農地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は昨年12月に申請地の隣接地に移住され、駐車場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第44号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

番号2についてお聞きします。こちらは営農型太陽光発電施設を設置されているところですか。

(事務局)

はい、一部、営農型太陽光発電施設にされているところの残地になります。

(会長)

わかりました。他にございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第44号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第45号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第45号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和4年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対と農地中間管理事業による利用権設定の案件、所有権の移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手1人に対して借り手が1人で、筆数は2筆、合計の面積で、1,040㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者5人、取得者6人、筆数は64筆、面積は49,936.91㎡を所有権移転される計画です。最後に中間管理事業による利用権の設定につきましては、貸し手229人で借り手は公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金で、筆数は440筆、合計の面積で、804,945.59㎡を利用権設定される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの利用権設定について、と記載されている番号1から番号440につきましては、全て農地中間管理事業によるもので、一般社団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金に、番号441、442につきましては、相対により地元農業者に利用権設定せれる計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルの所有権移転について、と記載されている番号1から番号64につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から61と64については、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。また、番号62と63については、前回の議案に引き続き、市の所有地が譲受人と調整が整いましたので、諮問案件としております。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第45号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。7番の廣部重嗣委員、18番の池田美由紀委員の外に参与制限対象委員はないと思われますが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

諮問を受けました、議案第45号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第46号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第46号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和4年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から21番までの21件、姉川沿岸土地改良区から申し出のありました22番から26番までの5件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えるので、交替の承認を求めます

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、協議事項、長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の一部改正について、事務局から説明してください。

(將亦委員)

農地等調査委員会より事務局の説明に先立ちまして、ご報告いたします。長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の一部改正につきましては、長浜市農業委員会12月定例総会にて事務局より報告があり、令和4年1月に農地等調査委員会にて原案の協議を行い、当定例総会にてまとまった協議という流れでした。1月の定例総会後に開催した農地等調査委員会では、事務局が作成した原案について、その趣旨については各委員からいろいろな意見がありました。それらの意見をふまえ、事務局が一部修正をした原案を、本日、皆様にご協議をよろしくお願いいたします。

(事務局)

長浜市空き家に付随する農地の別段面積取扱い要綱の一部改正について。長浜市空き家に付随する農地の別段面積取扱い要綱の一部改正案についてご説明させていただきます。先般、去年12月の定例総会のその他協議で報告をさせていただきとおri、農業従事者が年々減少し、高齢化も進み担い手や後継者の育成、新規就農者の参入が困難な状況から、農業者を増やす取り組みとして、農地取得の要件であります、下限面積の見直しをすることを決定し、長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の一部改正案の原案を、1月12日開催の農地等調査委員会でお諮りしました。本日は、長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱関係資料として、原案協議を終え、修正した一部改正案を配布させていただいております。ご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、改正案について説明させていただきます。今回の改正では、新規就農者の増加につなげるとともに、遊休農地の解消、発生防止向けの取り組みにおいてですが、投機目的の売買を防ぐ必要があることから、空き家に付随する農地の手法と同様に、指定方式をとるとともに、3年の耕作要件を加えました。売買などの所有権移転については、農業委員、農地利用最適化推進委員がその間の耕作状況を確認し、支障がないと判断した場合に限り、可能になることを規定しました。また、その他の要件としては、対象は白地と市街化区域の農地を基本とし、遊休農地や適正な利用を図る必要がある農地、集団的な農地利用に支障がない農地としました。基本としているのは、青地でも状況により柔軟に対応するためです。また設定面積は空き家付き農地と同様、0.1aとしています。

今回の改正案では、以前からある空き家付き農地という表現は空き家に付随する農地、と文言を改正しています。まず第1条では、遊休農地農解消、移住、定住及び空き家の有効活用を趣旨としていたものに、新規就農の促進、遊休農地の発生防止を規定しました。第2条の定義では、第5号の空き家付き農地を、空き家に付随する農地と改正し、第6号と第7

号に新たに、新規就農者を対象とした指定農地の要素を加え、申請についても空き家に付随する農地と同様の申請方法としました。第3条の別段面積では、以前からある空き家に付随する農地と指定農地を表にして明記しました。設定面積はどちらも0.1aです。第4条の適用条件では、第1項を共通事項として3つの条件を規定し、第2項で共通事項に加え、空き家に付随する農地の要件を満たすことを規定しました。そして、第3項で共通事項に加え、指定農地に関する要件を満たすことを規定しました。指定農地では、新規就農、家庭菜園なども視野にいれ、申請者は長浜市民と限定しました。そして、申請農地の自治会及び近隣自治会としておりますが、新たに家庭菜園など農業を始めたい人には、多少離れていても柔軟に対応したいと考えています。また投機目的の農地取得防ぐため、権利取得日から起算して、最初の3年は貸借による営農をすることを規定しました。第5条では提出書類です。第1項で空き家付き農地と指定農地の申請方法を規定しました。いずれも様式第1号を提出することを第1号で規定しています。第2号では、指定農地の添付書類を規定しています。指定農地については、農地の所在地の確認で登記事項証明書や公図の写し、営農について営農計画書、誓約書の添付を規定しました。第2項においては、下限面積の引き下げが決定し、3条申請時のときに添付が必要な書類を規定しました。第6条は指定の解除です。まず、空き家付き農地のところは文言修正をし、指定農地とも3条許可がされたときを解除の規定としました。第7条、第8条、第9条、第10条は空き家付き農地の文言修正のみです。そして、様式関係についてですが、今までは所有者の単独申請であったものを3条申請書と合わせ、譲受人と連名にし、申請理由欄を設け、添付書類についても明記しました。次の様式第2号については、以前は解消報告書となっていたましたが、資料、第5条第3項を削除したため様式は削除し、代わりに指定農地に係る農地利用計画書を規定し、第3号で3年耕作と耕作放棄、無断転用、権利移動の禁止とする誓約書を様式として、新たに規定しました。

改訂案に関する説明は以上です。ご審議をよろしくお願いします。

本要綱については、新規で農業を始める方や家庭菜園を希望される方など、とにかく農業者を増やすためのものであるため、状況により柔軟な対応を取りたいと考えています。また、この要綱を取り扱う上でも柔軟な対応を、引き続いて継続ができるよう内規を作成しています。

説明は以上です。よろしくお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました、長浜市空き家付き農地の別段面積取扱い要綱の一部改正の原案について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(廣部委員)

現在、長浜市で空き家付き農地はどのくらい件数があるのですか。また、空き家付き農

地とは、現在、もうお住みになっていない空き家と農地を市に登録などされるのですか。

(事務局)

件数については確認させていただきます。空き家付き農地としての登録は、まず空き家だけでの登録もあり、そちらに農地も一緒に登録すれば空き家付き農地となります。

(廣部委員)

そうですか。遠方の方だけでなく、集落内の方も対象になればいいのではないかと思います。

(会長)

他にございませんか。

(中川委員)

添付書類の様式第2号についてお聞きします。指定農地で、新規の方が利用計画書をお出しになるということですか。この時点で経営規模や所有状況などは分かるものなのでしょうか。運用の中で判断されるのですか。

(事務局)

お答えします。その時点でお書きいただける範囲内をお願いしております。3条申請にも同様のものがあり、そちらに合わせていただいております。

(中川委員)

はい、わかりました。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、事務局から説明がありました、長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の一部改正について、広く意見を聞くため、このあと農地利用最適化推進委員会で推進委員の意見を聞いたうえで、3月の定例総会で議案として審議したいと思います。事務局は一部改正と運用について事務を進めてください。

また、この要綱の一部改正は、農地の売買等を大きく緩和する見直しとなりますので、ご意見、ご提案がありましたら、いつでも事務局まで連絡いただきたいと思います。

(会長)

それでは、次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、続きまして令和4年2月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

2点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

3点目、令和4年3月の農業委員会定例総会につきましては、令和4年3月10日、木曜日の午後1時30分になり、会場は高月支所、3階、3A会議室で予定をしております。

4点目、令和4年3月の農地転用の現地調査につきましては、令和4年3月3日、木曜日、午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員は、9番の橋本委員、18番の池田委員、となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

5点目、令和4年2月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和4年2月21日、月曜日、午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、3番の家倉委員、14番の北川委員です。よろしくお願いいたします。

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていただきますようお願いします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦労様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)

